

# 建設工事成績評定要領

## (目的)

第1条 この要領は、建設局の発注する建設工事（以下「建設局所管建設工事」という。）、都市・交通局の発注する建設工事（以下「都市・交通局所管建設工事」という。）及び建築局の発注する建設工事（以下「建築局所管建設工事」という。）の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって請負者及び受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

## (評定の対象)

第2条 評定の対象は契約金額が1件250万円以上の建設局所管建設工事、都市・交通局所管建設工事及び建築局所管建設工事とする。

（ただし指示票にて行う工事、主たる内容が草刈等役務提供の工事及びガス事業法に基づくガス工事は除く。）

## (評定者)

第3条 建設局所管建設工事及び都市・交通局所管建設工事における工事成績の評定者は、建設工事等検査要領に定める検査員並びに土木工事監督要領に定める監督員とするものとする。

2 建築局所管建設工事における工事成績の評定者は、建設工事等検査要領に定める検査員並びに建築工事監督要領に定める監督員とするものとする。

## (評定の方法)

第4条 評定は、契約ごとに独立して行うものとする。

2 評定は、工事の完成したときに評定を行うものとする。

3 評定は、監督又は検査により確認した事項に基づき、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

## (評定の作業)

第5条 建設工事成績の評定は、建設局所管建設工事及び都市・交通局所管建設工事は、別紙 工事成績評定表（土木工事編）、建築局所管建設工事は、別紙 工事成績評定表（建築工事編）により行う。

2 建設局所管建設工事及び都市・交通局所管建設工事の評定作業の詳細は、別に定める建設工事成績評定作業の指針（案）により、建築局所管建設工事の評定作業の詳細は、別に定める建築工事成績評定作業の指針（案）により行う。

(評定表の提出等)

第6条 評定者は、評定を行ったときは、遅滞なく、評定表を本庁契約工事又は本庁施行工事については建設局長、都市・交通局長又は建築局長（以下「建設局長等」という。）に、所長委任工事については所長に提出するものとする。

(評定結果の通知)

第7条 建設局長等又は所長は、評定者から評定表の提出があったときは、速やかに、工事の請負者に対して、評定の結果を工事成績評定結果通知書（様式第1）に、項目別評定点（様式第2）を添付し通知するものとする。

2 前項に定める通知は、本庁契約工事にあっては所長を経由するものとする。

(評定の修正)

第8条 建設局長等又は所長は、第7条の通知をした後、当該評定結果を修正する必要があると認められるときは、修正しなければならない。

2 建設局長等又は所長は、前項の修正を行ったときは、工事成績評定結果再通知書（様式第3）により遅滞なくその結果を当該工事の請負者に通知しなければならない。

(修正後の評定)

第8条の2 前条の規定により、修正した評定の効力は、評定結果の修正通知後、将来に向かって生じるものとする。また、第7条による通知は前条の通知と同時に効力を失うものとする。

(説明請求等)

第9条 第7条又は第8条による通知を受けた者は、通知を受けた日から14日（土曜日、日曜日、祝日等（行政機関の休日に関する法律に規定する行政機関の休日）を含む。）（以下「休日」という。）以内に、書面により、通知をした者に対して評定の内容について説明を求めることができる。

なお、当該書面は、本庁契約工事又は所長委任工事にあっては所長に、本庁施行工事にあっては建設局長等に提出させるものとし、本庁契約工事にあっては、所長は当該書面を建設局長又は都市・交通局長に送付するものとする。

2 建設局長等は、前項による説明を求められたときは、説明請求回答書（様式第4）により回答するものとし、本庁契約工事にあっては所長を経由するものとする。

- 3 建設局長等は、前項の回答をする場合、別に定める建設工事等成績評定評価委員会に意見を求めることができる。
- 4 所長委任工事による工事において、第1項による説明を求められたときは、前2項を準用するものとする。

(再説明請求等)

第10条 第9条第2項又は第4項の回答を受けた者は、説明に係る回答を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に、書面により、回答した者に対して、再説明を求めることができる。

- 2 前項の書面の提出先は、前条第1項の規定によるものとする。
- 3 建設局長等は、第1項による再説明を求められたときは、工事成績評定点等に対しては再説明請求回答書（様式第5）により回答するものとし、本庁契約工事にあっては所長を経由するものとする。
- 4 建設局長等は、前項の回答をする場合、別に定める建設工事等成績評定評価委員会の審議を経てから回答するものとする。
- 5 所長委任工事による工事において、第1項による再説明を求められたときは、前2項を準用するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 従前の要領は、廃止する。
- 2 この要領は、平成14年4月1日から施行する。
- 3 この要領は、平成16年4月1日から施行する。
- 4 この要領は、平成17年4月1日から施行する。
- 5 この要領は、平成18年4月1日から施行する。
- 6 この要領は、平成19年4月1日から施行する。
- 7 この要領は、平成20年4月1日から施行する。
- 8 この要領は、平成24年4月1日から施行する。
- 9 この要領は、平成25年9月26日から施行する。
- 10 この要領は、平成27年4月1日から施行する。
- 11 この要領は、平成28年4月1日から施行する。
- 12 この要領は、平成30年4月1日から施行する。
- 13 この要領は、平成31年4月1日から施行する。
- 14 この要領は、令和2年4月1日から施行する。
- 15 この要領は、令和3年4月1日から施行する。
- 16 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

## 建設工事の成績評定について

建設局所管建設工事、都市・交通局所管建設工事及び建築局所管建設工事の成績評定については、下記のとおり行うものとする。

記

### 1 考査項目

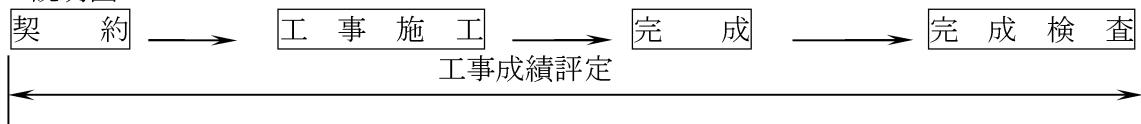
項目	細別	考査項目
1 施工体制	I 施工体制一般 II 配置技術者 (現場代理人等)	・工事成績評定表による
2 施工状況	I 施工管理 II 工程管理 III 安全対策 IV 対外関係	
3 出来形及び出来ばえ	I 出来形 II 品質 III 出来ばえ	
4 工事特性	I 施工条件等への対応	
5 創意工夫	I 創意工夫	
6 社会性等	I 地域への貢献等	
7 法令遵守等	工事事故等による減点 総合評価による減点	
8 総合評価技術提案	技術提案履行確認	

### 2 評定点の決め方

#### 採点の考え方

考査項目の細別項目ごとに5及び7段階（出来ばえのみ4段階で評定を実施）

#### (1) 説明図



#### ① 監督員による評定

建設局所管建設工事及び都市・交通局所管建設工事は、専任監督員、主任監督員及び総括監督員が行う。

建築局所管建設工事は、主任監督員及び総括監督員が行う。

② 検査員による評定

完成検査時に検査員が行う。



(2) 評定点の決め方

1) 評定方法

評定者に応じて採点結果に乗じて係数を決めており、この係数を乗じた結果を合計して評定点（整数）を決めている。

	建設局所管建設工事 都市・交通局所管建設工事	建築局所管建設工事
専任監督員	40%	
主任監督員	14.8%	40%
総括監督員	5.2%	20%
検査員	40%	40%

2) 評定区分

建設局所管建設工事及び都市・交通局所管建設工事

考查項目		専任監督員	主任監督員	総括監督員	検査員
1. 施工体制	I 施工体制一般	○			
	II 配置技術者	○			
2. 施工状況	I 施工管理	○			○
	II 工程管理	○	○		
	III 安全対策	○	○		
	IV 対外関係	○			
3. 出来形及び出来ばえ	I 出来形	○			○
	II 品質	○			○
	III 出来ばえ				○
4. 工事特性	I 施工条件等への対応		○		
5. 創意工夫	I 創意工夫	○			
6. 社会性等	I 地域への貢献等			○	
7. 法令遵守等				○ (減点)	
8. 総合評価技術提案				履行・不履行 ・対象外	

※4. 5. 6 の評価については、「建設工事成績評定作業の指針（案）」による。

※総括監督員を置かない工事にあっては、総括監督員の評定区分を主任監督員が併せて評定する。

## 建築局所管建設工事

考查項目		主任監督員	総括監督員	検査員
1. 施工体制	I 施工体制一般	○		
	II 配置技術者	○		
2. 施工状況	I 施工管理	○		○
	II 工程管理	○	○	
	III 安全対策	○	○	
	IV 対外関係	○		
3. 出来形及び出来ばえ	I 出来形	○		○
	II 品質	○		○
	III 出来ばえ			○
4. 工事特性	I 施工条件等への対応		○	
5. 創意工夫	I 創意工夫	○		
6. 社会性等	I 地域への貢献等		○	
7. 法令遵守等			○ (減点)	
8. 総合評価技術提案			履行・不履行 ・対象外	

※総括監督員を置かない工事にあっては、総括監督員の評定区分を主任監督員が併せて評定する。

様式第1

第  
年  
月  
号

所在地

名称

代表者名（契約の相手方）様

愛知県知事  
(愛知県○○○所長)

工事成績評定結果について(通知)

貴社が受注した下記工事について、愛知県建設工事成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、その疑問の趣旨を付してこの通知を受けた日から14日（「休日」を含む。）以内に書面により説明を求めることがあります。

疑問に対する説明は、書面により郵送いたします。

なお、説明を求める場合の手続き等の問い合わせ先及び書面の送付先は下記のとおりです。

記

1 工 事 名

2 路 線 等 の 名 称

3 工 事 場 所

4 請 負 代 金 額

5 工 期                      自 年 月 日  
                                至 年 月 日

6 檢 查 年 月 日              年 月 日

7 評 定 点                      ○○点

8 本 工 事 の 業 種

9 手続き等の問い合わせ先及び書面の送付先

- ・業種ごとに、過去2年間の愛知県建設局、都市・交通局及び建築局（平成31年3月31日以前の組織における旧建設部及び令和3年3月31日以前の組織における旧都市整備局を含む。）の発注した工事の評定点の平均値が60点未満であった場合は、一定期間（最長6ヶ月）指名の対象とならないことがあります。
- ・業種ごとの工事成績評定点が65点未満であった場合は、入札参加資格審査申請に係る総合点数の算定において、減点となる場合があります。

## 項目別評定点

管理番号

評価項目	細別	評定点／満点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	(3.3)点
	II. 配置技術者	(4.1)点
2. 施工状況	I. 施工管理	(13.0)点
	II. 工程管理	(8.1)点
	III. 安全対策	(8.8)点
	IV. 対外関係	(3.7)点
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	(14.9)点
	II. 品質	(17.4)点
	III. 出来ばえ	(8.5)点
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応	(7.3)点
5. 創意工夫	I. 創意工夫	(5.7)点
6. 社会性等	I. 地域への貢献等	(5.2)点
7. 法令遵守等		
評定点合計		100点

様式第3

第 年 月 号  
年 月 日

所在地

名称

代表者名（契約の相手方）様

愛知県知事  
(愛知県○○○所長)

工事成績評定結果の再通知について(通知)

貴社が受注した下記工事について、愛知県建設工事成績評定要領に基づき評定した結果を再通知します。

下記工事についての 年 月 日付けの通知は無効となります。

なお、評定の結果に疑問があるときは、その疑問の趣旨を付してこの通知を受けた日から 14 日（「休日」を含む。）以内に書面により説明を求めることができます。

疑問に対する説明は、書面により郵送いたします。

なお、説明を求める場合の手続き等の問い合わせ先及び書面の送付先は下記のとおりです。

記

1 工 事 名

2 路 線 等 の 名 称

3 工 事 場 所

4 請 負 代 金 額

5 工 期                      自 年 月 日  
                                至 年 月 日

6 檢 查 年 月 日              年 月 日

7 評 定 点                      ○○点

8 本 工 事 の 業 種

9 手 続 き 等 の 問 い 合 わせ 先 及 び 書 面 の 送 付 先

・業種ごとに、過去2年間の愛知県建設局、都市・交通局及び建築局（平成31年3月31日以前の組織における旧建設部及び令和3年3月31日以前の組織における旧都市整備局を含む。）の発注した工事の評定点の平均値が60点未満であった場合は、一定期間（最長6ヶ月）指名の対象とならないことがあります。

・業種ごとの工事成績評定点が65点未満であった場合は、入札参加資格審査申請に係る総合点数の算定において、減点となる場合があります。

様式第4

第  
年  
月  
号

所在地

名称

代表者名 (契約の相手方) 様

愛知県知事  
(愛知県〇〇〇所長)

工事成績評定に係る説明書 (回答)

年 月 日付で貴社から説明を求められた評定内容について、下記のとおり回答します。

本説明書に疑問があるときは、その疑問の趣旨を付して、この回答を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に書面により、再説明を求めることができます。

なお、再説明は に設けられた建設工事等成績評定評価委員会の審議を経た上で行います。

疑問に対する再説明は、書面により郵送いたします。

また、再説明を求める場合の手続き等の問い合わせ先及び書面の送付先は下記のとおりです。

記

1 工 事 名

2 路 線 等 の 名 称

3 工 事 場 所

4 疑問に対する説明

5 手続き等の問い合わせ先及び書面の送付先

様式第5

第  
年  
月  
号

所在地

名称

代表者名（契約の相手方） 様

愛知県知事  
(愛知県○○○所長)

工事成績評定に係る再説明書（回答）

年　月　日付けで貴社から説明を求められた評定内容について、下記のとおり回答します。

記

1 工　　事　　名

2 路線等の名称

3 工　　事　　場　　所

4 疑問に対する再説明